自筆証書遺言の方式は民法第968条に規定があります。

968条

１．自筆証書によって遺言をするには、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

２．自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつその変更の場所に印を押さなければその効力を生じない。

ポイント①

全て自筆＝手書きであること

（パソコンで書くと無効になる）

ポイント②

日付、氏名、捺印が必要

・日付の意味：複数回にわたって遺言書を残し、内容が前後の遺言書で抵触する場合は、後に残された遺言書が有効であるため。また意思能力の有無の判断基準となる場合がある）

・氏名：不用意な争いを避けるためにもフルネームで書くのが適切。）

・捺印：実印であることは要件ではないため認印でも有効）

ポイント③

自筆証書遺言の場合、誤字の訂正や文字の変更を行う場合、厳密なルールがある。

このルールに従って訂正又は変更を行わない場合、それらはなかったものとみなされるため注意が必要。

訂正：二重線で消し、近くに正しいものを書く。

加筆：付記マークをいれ、挿入する文字を書き入れる。

それぞれの箇所に捺印する。

遺言書の文末に付記として、どこを訂正し、何字削除したか、何字加筆したかが明確にわかるように記載する。そして最後に改めて付記欄に署名する。